

昭和二十八年

RA'-0352

0007

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0352

0000

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

秘

ア
第ア局
第二課長

経済局長

次
第四課長

情報文化局長

第一課長

扉	書	は	左	記	に	あり
門	類	項	目	号		
5	1	1	0	4		

A'4.1.0.4

ア
第ア局長
第四課長
第二五七號

昭和廿八年五月拾八日

在
ラ
ン
グ
ー
ン
日
本
國
總
領
事
館

總領事 小長谷 緯



外務大臣岡崎勝男殿

ビルマの内外情勢と東南アジア開發計畫
に關する件

一、ビルマ東北辺境に蟠居する国府殘軍問題も徹底的に解決する
るための実力及裏に乗り出すと同時に国連にこれに提訴するこ
ととしたビルマ政府の方針は合法及対党もこれに賛意を表したと同
時に非合法及政府勢力(共産分子)の一部は外敵排除のため

公信字配付済

在
蘭
貢
日
本
國
總
領
事
館

國家統一の必要を感ぜしむるに至るも、一石二鳥の効を収
めた。その結果当初危ぶまれたビルマ國軍が国府殘軍討伐戦に至
力を注ぐため惹き起る国内治争の不良化の懸念は幸に具現せ
ずに済んだ。次が政府は抜打的に米の經濟援助打切りの声明
を發してその外交政策の不羈獨立の美を見せたことは及対党に
政府改革の根柢を失はしめた。この事は昂奮の冷却とともに後
健上層筋には早まった措置として遺憾とされる声も秘かにあて
いるが、極左の極右両分子には喝采を以て迎えられる。この打
切り声明は差母軟ウヌー總理が、一紐附きのなりの限り外国より
の援助はこれを受入れる各は、いと喝文な政策のラウに自
入たるが、迂回である本年一月の對英軍事協定を廣き聲明と
云い又最近の英・イ・ド・パキスタンとの特惠國稅制を禁止通告
と滑い、同一ラインからあたるものと思われ。

在
蘭
貢
日
本
國
總
領
事
館

記帳済



これ等の外交措置が次々とりわけ行くを見るとき外交筋では中岳
 ソ連側よりする強き圧力が加はつたためにはないかと一時取沙汰され
 たが、外務高官はこれと否定し、ヒルマがオ三勢力として東西両陣営
 の何れにも属せず、その中立政策を企てるべしとすれば、如何なる
 種類の援助をも結局におよぼさぬと云ふ、国際政治の美際面は
 おも行動する際、自由を縛らるることなる惧があるためである
 と同時に小国がヒルマは小国としての規模と能力の範囲内は自国
 の独立と繁榮を計りたいという見地から出てくると説明している。
 二国内治事は著しい改善を見せつつあるが悪化の兆候はない。反乱
 軍の交通妨害、略奪、暴行等は時々起るが、国防大臣
 も言明している通り時々の問題であつて、時の経過は政府軍と何
 と云ふも結果におよぼす強化してつゝあるは争はれぬ事実である。
 一の外交政策の遂行に伴ふ国府陸軍との提携を打切つた反

在蘭買日本國總領事館

政府勢力の事例は相違するらしく政府の宣旨ばかりとも思はれない。
 總理はじめ閣僚は交互に地方にお向う国民団結の要を説き、
 社会福祉計画の実現化に努めてゐる。
 三内地治事状況と交通網の麻痺のため一般産業の回復、復
 興は遅れてゐるが、ヒルマ米の生産状況は作付などは非常反逆と作付
 悪まれ輸送能力は百三十万トンに達している。世界で食糧不収
 が依然セラースマーケットにあるため政府は巧に政府貿易分、民間
 貿易分割者と利用して外貨の獲得を計り居り(四月末保有
 外貨七千五百万ポンド)東南アジアにおける唯一の思案財政国の
 実業が盛んである。今般行かれた特恵関税利益の止通告は通
 商衡平待遇と一般民衆の消費生活改善のためと云はれた措置
 と思われるが、主たる目的は国庫収入を増加と組つてゐることはヒルマ
 政府の財政部が主動してゐることより想像せられる。

在蘭買日本國總領事館

RA'-0352

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
 国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

かくて国家財政も不動の地位におさう外國の物質的援助は勿論
 精神的援助も頼み(実効のない友好條約、文化協定の締結
 は避ける方針)と説明した。自國の復興建設に南米に乗り出
 さんとするが、ヒルズ政府の基本方針のように見受けられる。
 四 特惠関税制の停止が我國貿易に及ぼす影響はつるは
 別途報告の通りであるが、日暹兩國間の國交回復前に通常
 外交交渉による容易に達成し得ない難問が偶々ヒルズの政策不
 變更により我國に有利に解決したと同結果を商したことは全く悽
 悽事である。素より英、印、パもこの儘見送るものではなく(現
 に印は先般有力な経済使節團を来暹させたことは既報の通り)
 今後交渉趨勢は未だ如何に蒸着くか樂觀を許さなければ
 之れに對する日本側の態度はヒルズとはいひ、英、印、パに及ぼす
 影響も重大であるから賠償問題の未解決を背後に持つる

在蘭買日本國總領事館

我方とは前述の如く微妙なヒルズの内外政策、動きを考慮
 に入れ、慎重に慎重を期する要がある。即ち日本官民はじめ
 新聞の本件取扱振りに日本の経済進歩、対英印競争意識を
 強調する(如き)は慎重なことは勿論であるが、粗製品の輸出
 取締、価格の安定化等に因り、只今より対策を講じ日暹兩國
 間の円満にして永續する経済關係の基調を考えなくては
 いかぬ要かと存せられる。
 五 又別途報告の通り日本人医師百二十五名雇傭の問題も
 TCAによる援助を打ち止む直後のことにもあり一方ヒルズ側の
 政策が一に述べた通り極く慎重である折柄もあるにつき我
 方の態度も極く慎重に要請せられる。技術提携の停止を
 用いればTCAと同様のりりり飽達もヒルズ政府に雇傭され
 ヒルズ職員のあるヒルズの衛生保健事業のためにも仰ぐものなること

在蘭買日本國總領事館

RA'-0352

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

A 4.10.4

情報文化局長
第一課長
経済局第四課長

秘

第五〇六号

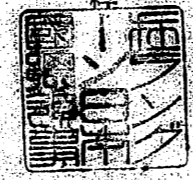
昭和二十八年九月十八日

外務大臣 岡崎勝男殿

政治社会情勢週報送付の件

政治社会情勢週報（九〇七一九・一三）二部別添送付する。

在ラングリン
総領事 小長谷 綰



在ラングリン日本國總領事館

第四課長

別紙添付

アジア局
28.9.29
第四課

28.9.29
167

在蘭貢日本國總領事館

即ち表面上は産偏問題とて取扱はれたいと米と同一轍と踏む
 惧れがある。さう種々技術協力は早急且つ直接的成果を期待す
 ることは難しく、又産業上技術協力はしても長月を以て対処
 する必要があり、未得ぬは内外宣伝の具に供せず沈黙の裡に
 地味に取進めれることが望ましく、又その方が却て日本が真摯
 と認識せしめ日本に対する信頼感を増し、将来の日緬技術
 協力を緊密にし、その分野を拓く所以のなりかと存せらる。

六最近本省におき東南アジア開発、貿易振興問題に因り特別
 の考察想を以て立案、実行に移さる趣の御訓電に接したる
 に、厚次の報告とは重複する嫌もあるも、此れを以て繰る最近の内
 外情勢概観を参考として報告書、年見上申す。

RA'-0352

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0091

文書部長 敬

御見込にヨリ至急後報通り配布ありたい。

目次

- 第一 概況
- 第二 ウチヨウミン 民主行政大臣の解任
- 第三 国会
- 第四 国府残軍の件
- 第五 反政府軍事情
- 第六 要人來往

在ラングーン日本國總領事館

RA'-0352

0092

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

第一概況

U Kyaw Myint 民主行政大臣が突如総理から辞任を迫られ内閣を去つただけでなく彼の在任中の行為に対し特別法を設けて審理することになつた。
さきにカチン州大臣、文化大臣の辞任があつたし又民主行政大臣の辞任が行はれて現政府の中に暗流が感じられている。国会は低調の儘推移している。

第二ウ・チヨウ・ミン民主行政大臣の解任

九月七日ウ・チヨウ・ミン民主行政大臣は定例記者会見に於て突然 U Kyaw Myint 民主行政大臣を解任することになつた旨発表した。
つまり総理の要求に基いて民主行政大臣は辞表を提出したが一九四九年四月二十日鉾山開発許可を不正に発行したという点が主たる原因であり、七日同大臣の自宅は警察により捜査が行はれ、B S I (Bureau of Special Investigation) より一応逮捕状が手交され、直に保釈の形がとられた。
U Kyaw Myint は一九四九年四月

在ラングーン日本國總領事館

一日に当時閣僚の椅子を去つてゐるのに四月二日工鉱業大臣の職にある如き考方を以てマクイ地区 Namayja 鉾山の鉾業権を並発という中国人に与へるよう命令したことに起因してゐる趣である。七日の夜ビルマ社会党は U Ba Swe 書記長の名で声明書を送しウ・チヨウ・ミンの措置を支持し U Kyaw Myint に辞職を要求する旨を明にした。

U Ba Swe の声明に依れば U Kyaw Myint には疑問の点があつたので商業大臣から、工鉱業大臣に転せしめ、更に民主行政に左遷して来たものであり。一九四九年のビルマとして最も困難な時機に彼が為した不真実は許し難いことであり社会党としても馬糞を斬らざるを得ないと言つてゐる。

政府は U Kyaw Myint の審理の為特別法を構成し最高裁判所判事一、地方裁判所判事二を任命した。
以上は大体新聞に発表された筋であるが、消息筋に依れば本件解任問題にはもつと複雑な事情がある。即ち、
(一) 一九五一年総選挙に際し社会党は Phakha The Kha を商業大臣

在ラングーン日本國總領事館

に任命し、選挙資金を輸入許可証の発給に基く手数料で生み出そうとした。ところが彼が商業大臣になつた時には前任者たる U Kyaw Myint が過剰発給した後で選挙資金の当が外れてしまつた。U Kyaw Myint は怪しからぬとの呼声が社会党内から出たのはこの頃からである。

U Ba Swe の義父は鉱山業に従事して居り U Kyaw Myint から鉱業権を得たという丑類とは大猿の間柄である U Kyaw Myint が U Ba Swe の義父に許可を与へず、然も内閣を去つた翌日丑類に之を与へたことは U Ba Swe として慥からぬことであつた。

右の二点で U Kyaw Myint は社会党首脳部との間に溝が出来てしまつた訳であるが、U Kyaw Myint は社会党に於て一方の有力党員であり、特に青年層を把握している。現在彼は連邦経済評議会の議長であり、商工組合の組合長の職を務め、連邦青年団々長であり党内執行委員の中でも発言力の強い彼が不意に閣僚の地位を奪はれたことは各方面にセンセー

在ラングーン日本國總領事館

ションを起して成行が注目されている。一部ビルマ新聞はソ連のベリヤ追放に類する挙であると書き立て、連邦経済評議会は B S I が彼を逮捕したことに既に抗議しているし商工業組合や連邦青年団がこの黙つてゐるかどうかもこれからの問題である。殊に U Kyaw Myint は U Kyaw Nyet 派といはれてゐるし法廷の審理が今後どうなるか風に進められるか予測出来ぬが、本件影響は U Ba Swe に対する反感となつて現れる可能性があり、社会党内の暗流を大きくするのではないかと言はれている。

第三国会

政府の工業化計画発表

U Kyaw Nyet 工業大臣は九月八日の議会で政府の工業化計画を発表した。彼はビルマの工業化計画を四段階に分けて完成を計つてゐる旨次の如く説明した。

第一段階、民衆の生活に直接的關係の深いものとして紡績工場の建設を為し、既に現在二十万台の手織機が全国に

在ラングーン日本國總領事館

配分され、更に増加されつゝある。
第二次段階に於ては、養蚕及び製絲業の専門家を日本から招聘してメイメヨウに於て既に着々事業は進展しているし、事業も緒に就いてパイモの製糖工場は出来上つてゐる。
第三次段階は、これからアルミニウムその他金属製品の生産増強を期して居り。
第四次段階に於ては、新しい工場の建設を現存工場の合理化を予定してゐる。シャンステートに在るモンカイの製紙工場の品質向上の為にUNOから指導者を招聘してゐるし、その他コンデンスミルク工場をマンダレーに、陶器工場をモールメンに設置する案も第四次計画に含まれてゐる。
ニラングイン放送局機能に対する質問
B W P E 系反政府議員はラングイン放送局本年度予算に対しラングインの放送局は全然A F F E L の宣伝放送局で民衆のものではないと攻撃したがD T A W E 情報大臣はビルマ民衆はA F F E L の政府を支持してゐるのだからラングイン放

在ラングイン日本領事館

送局がA F F E L の政府や宣伝に関するニュースを放送するのは当然であると答へた。

三 国防大学 (Defence Service Academy) の設置

九月十一日民族院に於て、ラングイン大学の分校として国防大学設置に関する一九五三年ラングイン大学法改正案が上提通過した。提案はランソッド住宅兼雇労働大臣に依つて為されたがその説明に依れば他の独立国と同様ビルマも国防大学の設置は必要であり将来国防方面に奇与せんとする青年に軍事訓練を通して国防に関する智識と資格とが与へらるべきである。大学の教育は軍国主義への傾向を排除しながらビルマの安全を確保する如くしたい。云々

第四 国府残軍の件

R M T 残軍引揚に関する盤谷会談は近く纏まるではないかと
の希望的観測がビルマ側に為されていたが、国府側では台北
香港渡りからビルマ側に期待を持たず放送をしてゐるに過ぎ
ない実情が判つて来たのでビルマ軍政府方面は盤谷会談に対

在ラングイン日本領事館

する態度が硬化して来ている。国府側の真意をつかみ会談の見通しを確める為駐泰 U Pe Khin ビルマ大使を九月十二日至急帰国せしめ国防委員会は慎重協議をした。その訓令を持って同大使は九月十三日帰泰したが、ビルマ側としてはその提案を国府側が呑まないなら完全に決裂させる事を決めた模様である。

第三、反政府軍事情
反政府軍の活動が幾分積極化したことが今週中の注意事項であつた。即ち、
一、九月十一日インセンから十六哩西北の Htantabin 地区の村落に三〇〇名の FVO と赤旗共産党の混成反政府軍が侵入し村民達はインセン、ラングーン方面に避難する者も多かつた。政府軍の進撃に依つて Yandon 方面に退却したが、ラングーンに近い所に行はれた反政府軍の蠢動として注目される。

在ラングーン日本國總領事館

一、タトン地区の Paung (モールマンより二十五哩北方) に九月五日 E.N.D.O. 一〇〇名が襲撃を加へたが、二時間の戦闘の後撃退された。
二、ヘンサダ地区の Kwingsat に司令部を置く白旗共産軍の勢力漸増の情報を得たので政府軍は機先を制して攻撃を加へ北方に退却せしめた。

第六、要人來往
九、一二 Justice Myant Theln ニューヨークへ U.N.G.A 出席
九、一三 U Pe Khin (駐泰大使) ラングーンへ 事務連絡
盤谷へ 帰任

在ラングーン日本國總領事館

RA'-0352

0099

アジア局長の第四課長イイ

第五五五号

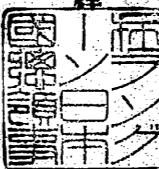
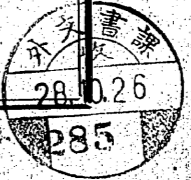


昭和二十八年十月十九日

在ラングーン
総領事 小長谷 謹

外務大臣 岡崎勝男殿

ビルマの政治情勢概要送付の件

本件報告は今般貴大臣一行来蘭の際提出したものであるが、御参考迄三部茲許送付する。

在ラングーン日本國總領事館

アジア局第一課長

情報文化局長 第一課長

A'4.1.0.4

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan